○由告受付日程表

| 期日 | 場所 | 受付時間 | 対象地区 |
|----------|----------------|-------------|------------------------------------|
| 2月17日(金) | 大砂子地区公民館 | 9:30~11:30 | 十小フ・柳野・永渕・十九伊 |
| | (国道沿い) | 13:00~15:00 | · 大砂子・柳野・永渕・大久保 |
| 2月19日(日) | 住民課税務班(役場 1 階) | 9:00~12:00 | 全地区 |
| | | 13:00~16:30 | <u> </u> |
| 2月20日(月) | 岩原部消防屯所兼避難所 | 9:30~11:30 | 岩原・筏木・西峯三谷 |
| | 川戸集会所 | 13:00~14:30 | 上桃原・下桃原・西久保・川戸・連火 |
| 2月21日(火) | 久寿軒老人憩の家 | 10:00~11:30 | 北川一区・北川二区・久寿軒 |
| | | 13:00~14:00 | |
| 2月22日(水) | 天坪地区複合集会所 | 9:30~11:30 | 戸手野・馬瀬・枯谷 |
| | 郷の家 | 13:00~15:00 | 本村・峰 |
| 2月23日(木) | 大豊町農工センター | 9:30~11:30 | 小川・津家・日浦・高須 |
| | (1階会議室) | 13:00~15:30 | 大王下・大王上・杉・桧生・川口南・葛原 |
| 2月24日(金) | 一の瀬公民館 | 10:00~11:30 | 一の瀬・中央 |
| | 川口公民館 | 13:30~15:00 | |
| 2月27日(月) | 立川三谷公会堂 | 11:00~12:00 | 三谷 |
| | 中和·刈屋多目的集会所 | 13:30~15:00 | 中和・仁尾ケ内・刈屋 |
| 2月28日(火) | 穴内会館 | 9:00~12:00 | 式岩・和田・尾生・磯谷・穴内全域 |
| 2月29日(水) | 奥大田集会所 | 9:30~11:30 | 奥大田・西梶ケ内 |
| | 総合ふれあいセンター | 13:00~15:00 | 大田口・目付・西梶ケ内・東梶ケ内 石堂・奥大田・西寺内・東寺内 |
| 3月1日(木) | 総合ふれあいセンター | 9:30~11:30 | 東庵谷・西庵谷・上東・黒石・中屋 |
| | | 13:00~15:00 | 和田・船戸 |
| 3月2日(金) | ゆとりすと交流センター | 9:30~11:30 | 安野々・西土居・八川・佐賀山 |
| | | 13:00~14:00 | 東土居・川戸 |
| 3月5日(月) | 西峰公民館 | 9:30~11:30 | 野々屋・土居・久生野・大畑井・沖 |
| | (旧西峰へき地保育所) | 13:00~14:30 | 蔭・柚木 |
| 3月6日(火) | 八畝集会所 | 10:00~11:30 | 八畝・西川・立野 |
| | 怒田ふるさと館 | 13:00~15:00 | 怒田·南大王·三津子野 |
| 3月7日(水) | 東豊永生涯学習センター | 9:30~11:30 | 大平・大滝・落合・高原・川井・中内 |
| | | 13:00~14:30 | 立野・西川・粟生 |

◎当日申告できない方は、3月15日(木)までに税務班(役場1階)へお越しください。また、対象地区以外の場所 で申告をされる方は、事前に役場税務班までご連絡ください。

問い合わせ先 …住民課税務班 ☎972-0450

所得税・贈与税の申告と納税は………3月15日(木)まで 消費税及び地方消費税の申告と納税は……4月2日(月)まで

平日お忙しい方は、2月19日(日)に役場で申告を!

南国税務署では、税務署 1 階事務室内に申告会場を設置し、手引きや確定申告書等作成用パソ コンを用意しています。これらをご利用し、ご自分で確定申告書を作成してください。

所得税と消費税及び地方消費税の確定申告は、役場でもできます。

問い合わせ先 …南国税務署 (☎088-863-3215)



町

0) あ

る方

告受付場所

で納付できます

町県民税の申告は3月15日(木)までに!

今年も各地区で、職員による所得申告の受け付けを実施します。申告書を回覧等でお願い していますので、必要部数を受け取り、下記の事項をご留意のうえ、該当する場所で申告 書を提出してください。

◆次に該当する人以外は全員申告書を提出してください。

- ○所得税の確定申告書を提出している人
- ○平成23年中の所得が給与所得のみであった人
- ○20歳未満で収入がない人
- ○平成24年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
- ※収入がなかった場合でも、国民健康保険税や、老人医療・介護保険・障害者等の負担区分判定の資料になります ので、必ず申告書を提出してください。(郵送可)

◆次の収入がある場合は、必ず計算書を持参してください。

園芸・ぜんまい …出荷先の業者が発行する計算書および必要経費の明細書

米・野菜等 …収入と支出(経費)の分かるもの

日労所得 …事業所が発行する賃金支払明細書

個人年金(公的年金等以外の年金) …保険会社発行の通知書(証明書)

※申告書の提出後に税務班の調査によって所得が判明した場合は、その所得を加算して所得金額とします。

◆所得から差し引かれる金額等(証明書や領収書などが必要です)

1 **雑損控除額**(地震・火災・風水害などによる)

「(損失の金額-保険等補てん額)-(合計所得金額の10%)または「(災害費用-保険等補補てん額)-5万円の多 い金額

2 医療費控除額

(支払った医療費ー保険等補てん額)ー[合計所得金額の5%または10万円のいずれか少ない金額](領収書添付)

3 社会保険料控除額

国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料(証明書必要)の支払額

- ※年金から保険料等を引き落としされている方は、日本年金機構から送られてきている「平成23年分公的年金 等の源泉徴収票」が必要です。
- 4 小規模企業共済等掛金控除額
- 5 生命保険料控除額(一般の生命保険料と個人年金保険料 控除限度額それぞれ35,000円)
 - ①15,000円以下…支払保険料の全額
 - ②15,000円を超え40,000円以下…支払保険料×1/2+7,500円
 - ③40,000円を超え70,000円以下…支払保険料×1/4+17,500円
 - ④70.000円を超える場合…35.000円
- 6 **寄附金控除**(条例で定めた団体等に2千円を超える寄附を行った場合)

|寄附金合計額-2千円|または||総所得金額×30%-2千円||のいずれか低い額が控除の上限となります。(領収 書必要)

- 7 地震保険料控除額(地震+旧長期)の最高限度額は25.000円
 - ①地震保険料で50,000円以下…支払保険料の1/2
 - ②地震保険料で50,000円を超える場合…25,000円
 - ③旧長期損害保険料(火災保険等)で15,000円を超える場合…10,000円

